

原議保存期間	30年(平成57年3月31日まで)
有効期間	一種(平成57年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
 警視庁生活安全部長 殿  
 各道府県警察本部長  
 (参考送付先)  
 警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第67号  
 平成27年3月18日  
 警察庁生活安全局保安課長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行について(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成26年法律第131号。以下「改正法」という。(官報の写し:別添1、新旧対照条文:別添2))は、平成26年11月28日に公布され、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成27年政令第77号。別添3。)により平成27年4月1日から施行されることとなった。

また、これに伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第78号。以下「改正令」という。(官報の写し:別添4、新旧対照条文:別添5))及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成27年内閣府令第9号。以下「改正府令」という。(官報の写し:別添6、新旧対照条文:別添7))が同日から施行されることとなった。

改正法等のうち、今回施行される部分の趣旨、運用上の留意事項等は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)を「旧法」と、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法を「法」と、改正令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)を「令」と、改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)を「府令」という。

## 記

第1 空気銃に係る練習射撃場の制度の新設(法第9条の9から第9条の12関係)

### 1 趣旨

旧法において、猟銃については、その操作及び射撃に関する技能の維持向上並びに所持の許可を受けようとする猟銃の選定に資するため、練習射撃場の制度が設けられていたところ、こうした利点は空気銃についても当てはまると考えられる。

特に、年少射撃資格の認定を受けた者(以下「年少射撃資格者」という。)は、当該認定に係る射撃指導員の監督を受けている場合にしか射撃の練習ができなかったところ、選手等の競技技術の向上に資するためには、射撃の練習の機会を充

実させる必要がある。

そこで、空気銃に係る練習射撃場の制度を新設し、当該練習射撃場において、空気銃の所持の許可を受けた者、年少射撃資格者等が空気銃の射撃練習（練習用備付け銃を使用して行う猟銃又は空気銃の操作及び射撃をいう。以下同じ。）を行うことができることとした。

## 2 制度の内容及び運用上の留意事項

空気銃に係る練習射撃場の制度の内容は、猟銃に係る練習射撃場の制度とほぼ同じであるが、その主な内容及び運用上の留意事項については以下のとおりである。

### (1) 空気銃に係る練習射撃場の種類と練習用備付け銃の備付けの基準等（府令第71条等）

#### ア 空気銃に係る練習射撃場（イに掲げるものを除く。）（府令第71条第2号）

空気銃射撃競技のための射撃練習を行わない練習射撃場においては、一般の利用者が所持の許可を受けようとする空気銃の選定に資するために射撃練習を行うことが想定される。

そのため、練習用備付け銃の備付けの基準としては、様々な空気銃を撃ち比べることができるよう、銃身長が異なる複数（2丁以上）の空気銃が備え付けられていることとした。

また、当該練習射撃場の指定の申請に当たっては、練習射撃場指定申請書（府令別記様式第57号）の備考欄に「使用する銃砲について空気拳銃を除く。」旨を記載することにより、イに係る申請と区別することとしている。

#### イ 空気銃射撃競技のための空気銃に係る練習射撃場（府令第71条第3号）

空気銃射撃競技のための射撃練習を行う練習射撃場（例えば、ナショナルトレーニングセンターにおける指定射撃場を練習射撃場として指定する場合等が想定される。）においては、必ずしも一般の利用者が所持の許可を受けようとする空気銃の選定を行うために射撃練習を行うことは想定されない。

そのため、練習用備付け銃の備付けの基準としては、空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃が備え付けられていれば足りることとした。

また、当該練習射撃場の指定の申請に当たっては、練習射撃場指定申請書（府令別記様式第57号）の備考欄に「使用する銃砲について空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃に限る。」旨を記載することにより、アに係る申請と区別することとしている。

なお、当該練習射撃場とアに係る練習射撃場のいずれの役割も有する場合に、それぞれの練習射撃場として指定することは差し支えない。

### (2) 空気銃の射撃練習の主体及び条件（法第3条第1項第4号の3及び第9条

の10)

ア 空気銃の所持の許可を受けた者

空気銃の所持の許可を受けた者は、当該許可に係る種類の空気銃（空気拳銃以外の空気銃又は空気拳銃の別をいう。以下同じ。）を用いて、射撃練習を行うことができる。

イ 空気銃の所持の許可を受けようとする者

空気銃の所持の許可を受けようとする者は、空気銃の射撃練習を行う資格の認定を受けた場合に、当該認定に係る種類の空気銃を用いて、射撃練習を行うことができる。

また、射撃練習を行う資格の認定は、空気拳銃以外の空気銃にあつては猟銃等講習会の講習修了証明書の交付を受けた日から起算して3年を経過しない期間、空気拳銃にあつては一定の空気拳銃射撃競技に参加する選手等として適当であるとして法第4条第1項第4号の規定に係る推薦書の交付を受けた日から起算して1年を経過しない期間（すなわち空気銃の許可申請を行い得る期間）に限り実効性があるため、これらの交付年月日等を練習資格認定申請書（府令別記様式第11号）及び練習資格認定証（府令別記様式第61号）に記載する必要がある。

なお、射撃練習を行う資格の認定の基準は、空気銃の種類に応じた所持の許可の基準に準じたものとした（法第9条の10第2項第2号及び第3号）。

ウ 年少射撃資格者

年少射撃資格者は、法第9条の11第3項の規定による指名を受けた練習射撃指導員の指導の下に射撃練習を行うため、当該練習射撃指導員の監督を受けている場合に、年少射撃資格の認定に係る種類の空気銃を用いて、射撃練習を行うことができる。

(3) 練習用備付け銃の構造又は機能の基準（令第27条）

練習射撃場に備え付ける空気銃の構造又は機能の基準は、空気銃の構造又は機能に係る許可の基準と同じものとした。

(4) 練習射撃場の管理者の義務

ア 年少射撃資格者に対して指導を行う練習射撃指導員の指名（法第9条の11第3項並びに府令第73条の2及び第73条の3）

年少射撃資格者が練習射撃場において射撃練習を行う場合に、年少射撃資格認定制度と同水準の安全性を確保するため、練習射撃場の管理者は、あらかじめ、年少射撃資格の認定に係る射撃指導員に代わって指導監督の責任を負う練習射撃指導員を特定するための指名を行わなければならない。

この指名の方法は、帳簿を備え、年少射撃資格者に練習用備付け銃を使用させようとする都度、指名の日時のほか、指名に係る練習射撃指導員及び年少射撃資格者の人定事項を記載するとともに、双方に対し、これらの事

項が明らかとなるように通知することにより行うこととしている。

ここで、この指名については、指導監督の責任を負う者を明確化する観点から、1人の年少射撃資格者に対して同時に複数の練習射撃指導員を指名することはできず、また、1度の指名で1日を超えて射撃練習を行わせることはできない。もっとも、一時的な休憩を経て同じ練習射撃指導員の下で射撃練習を再開する場合には、改めて指名を行う必要はない。

帳簿への記載については、練習用備付け銃管理票の取扱いと同様、電磁的方法による記録をもって代えることができる。また、通知については、口答により行っても差し支えない。

なお、この指名義務の履行状況については、報告徴収及び立入検査の対象になり（法第27条の2）、指名義務の違反については、練習射撃場の指定の解除の対象になるとともに（法第9条の12第1項第5号）、罰則の対象にもなる（法第35条第2号）。

イ 練習射撃指導員の解任命令（法第9条の9第2項において準用する法第9条の4第3項）

年少射撃資格者に対して指導を行う者として指名された練習射撃指導員について、年少射撃資格者が当該練習射撃指導員の監督に従わずに練習用備付け銃を所持した場合、当該練習射撃指導員は年少射撃資格者の指導を継続する適格性を有しないと認められることから、練習射撃場の管理者に対する解任命令の対象になる。

(5) 空気銃の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書の添付書類

ア 空気拳銃以外の空気銃に係る申請

当該申請に当たっては、原則として、医師の診断書、同居親族書、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書（以下「身分証明書」という。）、申請人の写真2枚、住民票の写し（法第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者には、許可証）、講習修了証明書及び経歴書を添付する必要がある。

もっとも、同号の規定による許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対して当該申請を行う場合には、同居親族書、身分証明書及び経歴書の添付を省略することができる（府令第11条第3項第1号）。

なお、空気拳銃以外の空気銃の射撃練習を行う資格の認定を現に受けた者が、当該認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第4条第1項第1号の規定による空気銃の所持の許可に係る申請を行う場合には、同居親族書、身分証明書、住民票の写し及び経歴書の添付を省略することができる（府令第11条第3項第3号）。

イ 空気拳銃に係る申請

当該申請に当たっては、原則として、医師の診断書、同居親族書、身分証明書、申請人の写真2枚、住民票の写し（法第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者にあつては、許可証）及び同項第4号の規定に係る推薦書を添付する必要がある。

なお、当該申請については、一定の添付書類の省略は認められていない。

(6) 空気拳銃に係る許可証の様式の改正（府令別記様式第30号）

空気拳銃の所持の許可を受けた者は、自ら所持の許可を受けて所持する空気拳銃のほかに、練習射撃場に備え付けられた空気拳銃を所持することが可能となる。また、練習射撃場の管理者は、空気拳銃の所持の許可を受けた者に対して空気拳銃を貸与する際に許可証を確認する必要性が生じることとなるため（法第9条の11第2項において準用する法第9条の7第5項）、正確な本人確認を期する観点から、空気拳銃に係る許可証に本人の写真を貼付することとした。

なお、法の施行日以降も当分の間は、本人の写真が貼付されていない許可証が存在することとなるが、練習射撃場の管理者がこうした許可証の確認を行おうとする場合には、正確な本人確認を期する観点から、別途本人の写真が貼付された運転免許証、住民基本台帳カード、旅券等のいずれか1以上の提示を求めて確認を行うよう指導すること。

(7) 様式の改正に係る経過措置（改正府令附則第2項）

練習資格認定申請書等の様式の改正については、既に印刷した従前の様式が残存している場合や様式の改正に対応するにはシステムの改修が必要となる場合が想定されることから、当分の間は、従前の様式を使用することができることとしている。

もっとも、従前の様式を使用する場合であっても、様式の改正の内容を踏まえ、必要な項目又は写真については、追記又は貼付すること。

第2 年少射撃資格者の年齢の要件の緩和（法第9条の13第1項及び第9条の15第1項第3号関係）

1 年少射撃資格者の下限年齢の引下げ（法第9条の13第1項）

旧法において、年少射撃資格者の下限年齢は14歳とされており、14歳未満の年少者については、空気銃射撃競技への参加の途が開かれていなかったところ、法の規制の対象となっていない光線銃を用いた射撃競技においては、小学校3年生（8歳又は9歳）の選手が全国大会に出場することもあり、選手等の競技技術の向上に資するためには、その技能等に応じて光線銃を用いた射撃競技から空気銃射撃競技への柔軟な移行を可能とする必要があることから、年少射撃資格者の下限年齢を14歳から10歳に引き下げることとした。

2 年少射撃資格の失効年齢の引上げ（法第9条の15第1項第3号）

年少射撃資格認定制度は、原則として空気銃の所持の許可の対象とならない18歳未満の年少者について、空気銃射撃競技への参加の途を開くために設けられているところ、旧法において、年少射撃資格者が18歳に達した場合には年少射撃資格の認定が失効し、これまで射撃の練習で使用していた射撃指導員の指導用の空気銃を使用することができなくなる一方、18歳に達しないと空気銃の所持の許可を受けることができないため、空気銃射撃競技への参加を目前に18歳に達した場合には、不慣れた空気銃での参加を余儀なくされるなどの不都合があった。

そこで、18歳に達した日以降も1年間は空気銃の所持の許可への移行期間とするため、年少射撃資格の失効年齢を18歳から19歳に引き上げることとした。

### 3 運用上の留意事項

#### (1) 年少射撃資格の認定を受けることができる年齢

法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定（以下「認定」という。）を受けることができる者は、10歳以上18歳未満である者に限られることから、18歳に達した者は新たに認定を受けることができない。

なお、18歳に達した者が既に認定を受けている場合には、当該認定は当該者が19歳に達するまで効力を有する。

#### (2) 認定の効力

ア 認定に有効期間はなく、取消しを受け、又は失効するまで効力を有する。

イ 年少射撃資格者が18歳に達して、法第4条第1項第1号又は第4号の規定による許可を受けた場合において、当該許可と認定に係る空気銃の種類が同じであっても、認定は失効しない。

#### (3) その他の制度の運用

その他の年少射撃資格認定制度の運用は、旧法における運用と同じであるが、対象者の下限年齢が引き下げられたことに配慮した対応に努めること。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律  
をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百三十一号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する

法律

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第  
六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「第五条の二第三項第五  
号」を「第五条の二第三項第六号」に改め、同項  
第四号の三中「練習射撃指導員( )」の下に「以下  
この号及び」を加え、「この号及び第二条の第三第  
一項第八号」を「この号、第三条の三第一項第八号

及び第九条の九第一項第三号」に、「第四号の五及  
び第三条の三第一項第八号」を「以下この号、第  
四号の五、第三条の三第一項第八号、第九条の八  
第三項、第九条の九第二項において準用する第九  
条の四第三項及び第九条の十第一項」に改め、「場  
合一の下に( )」(第九条の十五第一項第一号の年少射  
撃資格者( )第四号の六、第四条第一項第五号の二、  
第五条の二第六項、第九条の九第二項において準  
用する第九条の四第三項、第九条の十第一項及び  
第九条の十一第三項において「年少射撃資格者」  
という)にあつては、第九条の十一第三項の規定  
による指名を受けた練習射撃指導員の指導の下に  
当該射撃練習を行うため、当該練習射撃指導員の  
監督を受けて練習用備付け銃を所持する場合」を  
加え、同項第四号の六中「第九条の十五第一項第  
一号の年少射撃資格者( )」(第四条第一項第五号の二  
及び第五条の二第六項において「年少射撃資格者」  
という)を「年少射撃資格者」に改め、同項第  
五号中「けん銃」を「拳銃」に改める。

第五条の二第三項第一号中「第四条第一項第一号の規定による許可を受けて所持しようとする種類の猟銃」を「許可済猟銃（所持しようとする種類の猟銃であつて、第四条第一項第一号の規定による許可を受けたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）に、「当該猟銃」を「当該許可済猟銃」に、「次号」を「同号及び第三号」に、「当該種類の猟銃」を「当該許可済猟銃」に改め、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者で、第八条第一項第四号の規定により当該許可済猟銃の所持の許可が効力を失つた日（当該災害に起因するやむを得ない事情により、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日）から起算して一月を経過しないもの（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

第五条の二第五項中「第三項第二号」の下に、「又は第三号」を加え、「第八条第一項第八号」を「第八条第一項第四号若しくは第八号」に改め、「前項第一号」の下に「若しくは第三号」を加える。

第九条の九第一項中「猟銃」の下に「又は空気銃」を加え、同項第二号中「次条第一項の」を削り、同条第二項中「練習射撃場」を「練習射撃場」と、同条第三項中「又はこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反したとき」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反したとき、又は第九条の十一第三項の規定による指名を受けた場合において当該指名に係る年少射撃資格者が当該練習射撃指導員の監督に従わないで練習用備付け銃を所持したとき（当該練習射撃指導員が年少射撃資格者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明されたときを除く。）」に改める。

第九条の十第一項中「受けた者又は」を「受けた者若しくは」に、「第五条の二第三項第三号又は第四号」を「第五条の二第三項第四号又は第五号」に改め、「おいて同じ。」の下に「第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けた者若しくは受けようとする者（第五条の二第一項第一号に掲げる者に限る。次項において同じ。）第四条第一項第四号の規定による空気銃の所持の許可を受けた者若しくは受けようとする者（同号の規定により推薦された者に限る。次項において同じ。）又は年少射撃資格者」を加え、「次条第二項の」を削り、「行方猟銃」の下に「又は空気銃」を加え、同条第二項中「受けようとする者」の下に「同号の規定による空気銃の所持の許可を受けようとする者又は同項第四号の規定による空気銃の所持の許可を受けようとする者」を「空気銃の所持の許可を受けようとする者」に、「する」を「し」に改め、「又は空気銃」を加え、「第五条の四第一項ただし書に規定する」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者 第五条の四第一項ただし書に規定する者

二 第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けようとする者 第五条（第二項から第四項までを除く。次号において同じ。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けようとする資格を有しない者

三 第四条第一項第四号の規定による空気銃の所持の許可を受けようとする者 第五条の許可の基準に適合しないため同号の規定による空気銃の所持の許可を受けようとする資格を有しない者

第九条の十第三項中「教習資格認定証」とあるのは「第五条の四第一項ただし書に規定する者」とあるのは「第九条の十第二項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者」と、教習資格認定証」とあるのは「」に改める。

第九条の十一第一項中「猟銃」の下に「又は空気銃」を加え、同条第二項中「猟銃」の下に「又は空気銃」を加え、「又は第九条の十第二項の練習

資格認定証」を「第九条の十第二項の練習資格認定証又は第九条の十三第二項の年少射撃資格認定証」に改め、同条に次の一項を加える。

3 練習射撃場を管理する者は、内閣府令で定めるところにより、射撃練習を行おうとする年少射撃資格者に対し練習用備付け銃による射撃の指導を行う者を、当該練習射撃場において選任されている練習射撃指導員のうちから指名した場合でなければ、当該年少射撃資格者に当該練習用備付け銃を使用させてはならない。

第九条の十二第一項第五号中「又は前条第二項を」前条第二項に改め、「第五項の規定」の下に「又は前条第三項の規定」を加え、同条第二項中「除く。」及び「提出された猟銃」の下に「又は空気銃」を加え、同条第三項中「より猟銃」の下に「又は空気銃」を「から当該猟銃」の下に「若しくは空気銃」を「当該猟銃」の下に「又は空気銃」を加え、同条第四項中「猟銃」の下に「又は空気銃」を加え、「第九条の十二第三項」を「同条第三項」に改める。

第九条の十三第一項中「十四歳」を「十歳」に改める。

第九条の十五第一項第三号中「十八歳」を「十九歳」に改め、同項第四号中「すべて」を「全て」に改める。

第二十七条の二第二項中「若しくは第九条の七第二項」を「第九条の七第二項」に改め、「保管しているかどうか」の下に「若しくは第九条の十一第三項の規定による指名が行われているかどうか」を加える。

第三十五条第二号中「第九条の十一第二項において準用する場合を含む。」の下に「第九条の十一第三項」を加え、同条第四号中「けん銃部品」を「拳銃部品」に改める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第一項第四号の改正規定、第五条の二第三項及び第五項の改正規定並びに第九条の十第一項の改正規定（第五条の二第三項第三号又は第四号）を「第五条の二第三項第四号又は第五号」に改める部分に限る。並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）その他多数の者が被害を受けた政令で定める災害により前項ただし書に規定する改正規定の施行の日に猟銃を亡失し、又は猟銃が滅失した者で、これらの災害に起因する猟銃の所持を妨げるやむを得ない事情がやんだ日から起算して一年を経過する日までの間に銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可（この法律による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第五条の二第三項第二号に掲げる者として受けたものを除く。）を受けたものについての新法第五条の二第四項第一号の規定の適用については、同号中「継続して十年以上第四條第一項第一号」とあるのは、「第八條第一項第四号の規定により許可が効力を失つた日以前において継続して第四條第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けていた期間と銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）附則第二項に規定する猟銃の所持の許可を受けた日以後において継続して同号の規定による猟銃の所持の許可を受けている期間とを通算して十年以上同号」とする。

（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正）

3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「当該猟銃」を「当該許可済猟銃」に、「次号」を「同号及び第三号」に、「種類の猟銃」を「許可済猟銃」に改め、「同項第二号」の下に「中「経過しないもの（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあり、及び同項第三号」を加える。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
農林水産大臣 西川 公也

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律新旧対照条文  
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（所持の禁止）</p> <p>第三条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合は、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。</p> <p>一～三の二（略）</p> <p>四 第九条の三第一項の射撃指導員（第四号の六、第三条の三第一項第六号、第四条第一項第五号の二、第五条の二第三項第六号及び第八条第一項第七号において「射撃指導員」という。）が指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において猟銃又は空気銃による射撃の指導を行うため当該指導を受ける者が第四条又は第六条の規定による許可を受けて所持する猟銃又は空気銃を所持する場合</p> <p>四の二・四の二の二（略）</p> <p>四の三 第九条の九第一項第二号の練習射撃指導員（以下この号及び第三条の三第一項第八号において「練習射撃指導員」という。）が第九条の十第一項の射撃練習（以下この号、第三条の三第一項第八号及び第九条の九第一項第二号において「射撃練習」という。）に係る指導若しくは助言を行うため、又は射撃練習を行うことができる者が当該射撃練習を行うため第九条の十一第二項の練習用備付け銃（以下この号、第四号の五、第三条の三第一項第</p>	<p>（所持の禁止）</p> <p>第三条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合は、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。</p> <p>一～三の二（略）</p> <p>四 第九条の三第一項の射撃指導員（第四号の六、第三条の三第一項第六号、第四条第一項第五号の二、第五条の二第三項第五号及び第八条第一項第七号において「射撃指導員」という。）が指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において猟銃又は空気銃による射撃の指導を行うため当該指導を受ける者が第四条又は第六条の規定による許可を受けて所持する猟銃又は空気銃を所持する場合</p> <p>四の二・四の二の二（略）</p> <p>四の三 第九条の九第一項第二号の練習射撃指導員（第三条の三第一項第八号において「練習射撃指導員」という。）が第九条の十第一項の射撃練習（以下この号及び第三条の三第一項第八号において「射撃練習」という。）に係る指導若しくは助言を行うため、又は射撃練習を行うことができる者が当該射撃練習を行うため第九条の十一第二項の練習用備付け銃（第四号の五及び第三条の三第一項第八号において「練習用備付け銃」という。）を所持す</p>

八号、第九条の八第三項、第九条の九第二項において準用する第九条の四第三項及び第九条の十第一項において「練習用備付け銃」という。）を所持する場合（第九条の十五第一項第一号の年少射撃資格者（第四号の六、第四条第一項第五号の二、第五条の二第六項、第九条の九第二項において準用する第九条の四第三項、第九条の十第一項及び第九条の十一第三項において「年少射撃資格者」という。）にあつては、第九条の十一第三項の規定による指名を受けた練習射撃指導員の指導の下に当該射撃練習を行うため、当該練習射撃指導員の監督を受けて練習用備付け銃を所持する場合）

四の四・四の五（略）

四の六 年少射撃資格者が、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持する場合

五 第十条の五第一項の規定による空気銃又は拳銃の保管の委託を受けた者がその委託に係る空気銃又は拳銃を同条第二項の規定により保管のため所持する場合

六十三（略）

2）4（略）

（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）

る場合

四の四・四の五（略）

四の六 第九条の十五第一項第一号の年少射撃資格者（第四条第一項第五号の二及び第五条の二第六項において「年少射撃資格者」という。）が、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持する場合

五 第十条の五第一項の規定による空気銃又はけん銃の保管の委託を受けた者がその委託に係る空気銃又はけん銃を同条第二項の規定により保管のため所持する場合

六十三（略）

2）4（略）

（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）

第五条の二（略）

2（略）

3 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 現に許可済猟銃（所持しようとする種類の猟銃であつて、第四条第一項第一号の規定による許可を受けたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を所持している者（当該許可済猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（同号及び第三号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該許可済猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）

二 震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者で、第八条第一項第四号の規定により当該許可済猟銃の所持の許可が効力を失つた日（当該災害に起因するやむを得ない事情により、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日）から起算して一月を経過しないもの（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

三（同下）

第五条の二（略）

2（略）

3 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 現に第四条第一項第一号の規定による許可を受けて所持しようとする種類の猟銃を所持している者（当該猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（次号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該種類の猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）

二 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができ

四〇六 (略)

4 (略)

5 第三項第二号又は第三号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者についての前項第一号の規定の適用については、同号中「継続して十年以上第四条第一項第一号」とあるのは、「第八条第一項第四号若しくは第八号の規定により許可が効力を失った日前において継続して第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けていた期間と前項第二号若しくは第三号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた日以後において継続して同号の規定による猟銃の所持の許可を受けている期間とを通算して十年以上同号」とする。

6 (略)

(教習射撃場の指定の解除等と教習用備付け銃の仮領置)

第九条の八 (略)

2 (略)

3 都道府県公安委員会は、前二項の規定により第九条の四第一項の指定を解除した場合においては、当該射撃場の設置者等に対し第九条の六第一項の規定により備え付けられていた猟銃（練習用備付け銃であるものを除く。）の提出を命じ、提出された猟銃を仮領置す

なかつた者で、当該事情がやんだ日から起算して一月を経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

三〇五 (略)

4 (略)

5 第三項第二号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者についての前項第一号の規定の適用については、同号中「継続して十年以上第四条第一項第一号」とあるのは、「第八条第一項第八号の規定により許可が効力を失った日前において継続して第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けていた期間と前項第二号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた日以後において継続して同号の規定による猟銃の所持の許可を受けている期間とを通算して十年以上同号」とする。

6 (略)

(教習射撃場の指定の解除等と教習用備付け銃の仮領置)

第九条の八 (略)

2 (略)

3 都道府県公安委員会は、前二項の規定により第九条の四第一項の指定を解除した場合においては、当該射撃場の設置者等に対し第九条の六第一項の規定により備え付けられていた猟銃（第九条の十一第二項の練習用備付け銃であるものを除く。）の提出を命じ、提出

るものとする。

4・5 (略)

(練習射撃場の指定等)

第九条の九 都道府県公安委員会は、猟銃又は空気銃の操作及び射撃に関する技能の維持向上並びに所持の許可を受けようとする猟銃又は空気銃の選定に資するため、猟銃又は空気銃に係る指定射撃場のうち、次の各号に該当するものを、当該指定射撃場の設置者等の申請に基づき、当該種類の猟銃又は空気銃に係る練習射撃場として指定することができる。

一 (同下)

二 射撃指導員として指定された者のうちから、射撃練習を行う者に対し指導又は助言を行う者(以下「練習射撃指導員」という。)

( ) が選任されていること。

2 第九条の四第二項及び第三項の規定は練習射撃指導員の選任及び解任について、同条第四項の規定は練習射撃場の指定について準用する。この場合において、これらの規定中「教習射撃場」とあるのは「練習射撃場」と、同条第三項中「又はこの法律若しくはこれに基づき命令の規定に違反したとき」とあるのは「この法律若しくはこれに基づき命令の規定に違反したとき、又は第九条の十一第三項の規定による指名を受けた場合において当該指名に係る年少射撃資格者が当該練習射撃指導員の監督に従わないで練習用備付け銃を所持したとき(当該練習射撃指導員が年少射撃資格者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明されたとき

された猟銃を仮領置するものとする。

4・5 (略)

(練習射撃場の指定等)

第九条の九 都道府県公安委員会は、猟銃の操作及び射撃に関する技能の維持向上並びに所持の許可を受けようとする猟銃の選定に資するため、猟銃に係る指定射撃場のうち、次の各号に該当するものを、当該指定射撃場の設置者等の申請に基づき、当該種類の猟銃に係る練習射撃場として指定することができる。

一 当該指定射撃場を管理する者及びその管理の方法が内閣府令で定める基準に適合していること。

二 射撃指導員として指定された者のうちから、次条第一項の射撃練習を行う者に対し指導又は助言を行う者(以下「練習射撃指導員」という。)

( ) が選任されていること。

2 第九条の四第二項及び第三項の規定は練習射撃指導員の選任及び解任について、同条第四項の規定は練習射撃場の指定について準用する。この場合において、これらの規定中「教習射撃場」とあるのは、「練習射撃場」と読み替えるものとする。

を除く。）」と読み替えるものとする。

(射撃練習)

第九条の十 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者若しくは受けようとする者(第五条の二第三項第四号又は第五号に掲げる者に限る。次項において同じ。)、第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けた者若しくは受けようとする者(第五条の二第一項第一号に掲げる者に限る。次項において同じ。)、第四条第一項第四号の規定による空気拳銃の所持の許可を受けた者若しくは受けようとする者(同号の規定により推薦された者に限る。次項において同じ。)、又は年少射撃資格者は、練習射撃場において射撃練習(練習用備付け銃を使用して行う猟銃又は空気銃の操作及び射撃をいう。以下同じ。))を行うことができる。

2 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者、同号の規定による空気銃の所持の許可を受けようとする者又は同項第四号の規定による空気拳銃の所持の許可を受けようとする者は、射撃練習を行おうとするときは、その所持しようとする猟銃又は空気銃の種類ごとに、あらかじめ、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請して、射撃練習を行う資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者に該当する場合を除き、その認定を行い、練習資格認定証を交付しなければならない。

- 一 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者
- 第五条の四第一項ただし書に規定する者

(射撃練習)

第九条の十 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者又は受けようとする者(第五条の二第三項第三号又は第四号に掲げる者に限る。次項において同じ。))は、練習射撃場において射撃練習(次条第二項の練習用備付け銃を使用して行う猟銃の操作及び射撃をいう。以下同じ。))を行うことができる。

2 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者は、射撃練習を行おうとするときは、その所持しようとする猟銃の種類ごとに、あらかじめ、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請して、射撃練習を行う資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が第五条の四第一項ただし書に規定する者に該当する場合を除き、その認定を行い、練習資格認定証を交付しなければならない。

二 第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けようとする者 第五条(第二項から第四項までを除く。次号において同じ。)の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者

三 第四条第一項第四号の規定による空気拳銃の所持の許可を受けようとする者 第五条の許可の基準に適合しないため同号の規定による空気拳銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者

3 第四条の二及び第九条の五第三項の規定は前項の認定について、第五条の三第三項の規定は練習資格認定証について準用する。この場合において、第九条の五第三項中「第五条の四第一項ただし書に規定する者」とあるのは「第九条の十第二項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者」と、「教習資格認定証」とあるのは「練習資格認定証」と読み替えるものとする。

(練習用備付け銃)

第九条の十一 練習射撃場を設置する者は、射撃練習の用途に供するため必要な猟銃又は空気銃でその構造及び機能が政令で定める基準に適合するものを内閣府令で定める基準に従い当該練習射撃場に備え付けて置かなければならない。ただし、練習射撃場の指定を受けた日から起算して三十日を経過する日までの間は、この限りでない。

2 第九条の六第二項及び第三項並びに第九条の七の規定は、前項の規定により備え付けた猟銃又は空気銃(以下「練習用備付け銃」と

3 第四条の二及び第九条の五第三項の規定は前項の認定について、第五条の三第三項の規定は練習資格認定証について準用する。この場合において、第九条の五第三項中「教習資格認定証」とあるのは「練習資格認定証」と読み替えるものとする。

(練習用備付け銃)

第九条の十一 練習射撃場を設置する者は、射撃練習の用途に供するため必要な猟銃でその構造及び機能が政令で定める基準に適合するものを内閣府令で定める基準に従い当該練習射撃場に備え付けて置かなければならない。ただし、練習射撃場の指定を受けた日から起算して三十日を経過する日までの間は、この限りでない。

2 第九条の六第二項及び第三項並びに第九条の七の規定は、前項の規定により備え付けた猟銃(以下「練習用備付け銃」という。)に

いう。)について準用する。この場合において、これらの規定中「教習射撃場」とあるのは「練習射撃場」と、第九条の七第五項中「射撃教習を受けようとする者が第九条の五第二項の教習資格認定証」とあるのは「射撃練習を行おうとする者が第七条第一項の許可証」、第九条の十第二項の練習資格認定証又は第九条の十三第二項の年少射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

3 練習射撃場を管理する者は、内閣府令で定めるところにより、射撃練習を行おうとする年少射撃資格者に対し練習用備付け銃による射撃の指導を行う者を、当該練習射撃場において選任されている練習射撃指導員のうちから指名した場合でなければ、当該年少射撃資格者に当該練習用備付け銃を使用させてはならない。

(練習射撃場の指定の解除等と練習用備付け銃の仮領置)  
第九条の十二次に掲げる場合には、都道府県公安委員会は、第九条の九第一項の指定を解除することができる。

一〜四 (略)

五 練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の四第二項の規定、前条第二項において準用する第九条の七第二項、第四項若しくは第五項の規定又は前条第三項の規定に違反した場合

六 (略)

2 都道府県公安委員会は、前項の規定により第九条の九第一項の指定を解除した場合には、当該射撃場の設置者等に対し前条第一項の規定により備え付けられていた猟銃(教習用備付け銃であるものを除く。)又は空気銃の提出を命じ、提出された猟銃又は空気

ついで準用する。この場合において、これらの規定中「教習射撃場」とあるのは「練習射撃場」と、第九条の七第五項中「射撃教習を受けようとする者が第九条の五第二項の教習資格認定証」とあるのは「射撃練習を行おうとする者が第七条第一項の許可証又は第九条の十第二項の練習資格認定証」と読み替えるものとする。

(練習射撃場の指定の解除等と練習用備付け銃の仮領置)

第九条の十二次に掲げる場合には、都道府県公安委員会は、第九条の九第一項の指定を解除することができる。

一〜四 (略)

五 練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の四第二項の規定又は前条第二項において準用する第九条の七第二項、第四項若しくは第五項の規定に違反した場合

六 (略)

2 都道府県公安委員会は、前項の規定により第九条の九第一項の指定を解除した場合には、当該射撃場の設置者等に対し前条第一項の規定により備え付けられていた猟銃(教習用備付け銃であるものを除く。)の提出を命じ、提出された猟銃を仮領置するものと

銃を仮領置するものとする。

3 前項の規定により猟銃又は空気銃を仮領置した場合において、当該射撃場を設置する者又はその者から当該猟銃若しくは空気銃の売渡し、贈与、返還等を受けた者であつて、当該猟銃又は空気銃を適法に所持することができるものが内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該猟銃又は空気銃をその者に返還するものとする。

4 第八条第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により仮領置した猟銃又は空気銃について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは「第九条の十二第二項」と、「前項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとする。

(年少射撃資格の認定)

第九条の十三 政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で十歳以上十八歳未満であるものうち、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に当該空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持しようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その住所、氏名及び生年月日、当該射撃指導員の氏名その他の内閣府令で定める事項を記載した認定申請書及び内閣府令で定める添付書類を提出して、その資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が次

する。

3 前項の規定により猟銃を仮領置した場合において、当該射撃場を設置する者又はその者から当該猟銃の売渡し、贈与、返還等を受けた者であつて、当該猟銃を適法に所持することができるものが内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該猟銃をその者に返還するものとする。

4 第八条第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により仮領置した猟銃について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは「第九条の十二第二項」と、「前項」とあるのは「第九条の十二第三項」と読み替えるものとする。

(年少射撃資格の認定)

第九条の十三 政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で十四歳以上十八歳未満であるものうち、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に当該空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持しようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その住所、氏名及び生年月日、当該射撃指導員の氏名その他の内閣府令で定める事項を記載した認定申請書及び内閣府令で定める添付書類を提出して、その資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が

の各号のいずれかに該当するとき及び認定申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときを除き、その認定を行うものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(年少射撃資格の認定の失効及び年少射撃資格認定証の返納)

第九条の十五 年少射撃資格の認定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一 (同下)

二 (略)

三 年少射撃資格者が十九歳に達した場合

四 年少射撃資格者が第三条第一項第四号の六の規定により所持することができる第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可に係る空気銃の全てについて、当該許可が失効し、又は取り消された場合

2・3 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二十七条の二 (略)

2 都道府県公安委員会は、指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場について、第九条の二第一項、第九条の四第一項各号若しくは第九条の九第一項第一号の内閣府令で定める基準に適合しているかどうか、練習射撃指導員が選任されているかどうか、第九条の六第二項(第九条の十一第二項において準用する場合を含む。)の届出

次の各号のいずれかに該当するとき及び認定申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときを除き、その認定を行うものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(年少射撃資格の認定の失効及び年少射撃資格認定証の返納)

第九条の十五 年少射撃資格の認定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一 年少射撃資格の認定を受けた者(以下「年少射撃資格者」という。)が死亡した場合

二 (略)

三 年少射撃資格者が十八歳に達した場合

四 年少射撃資格者が第三条第一項第四号の六の規定により所持することができる第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可に係る空気銃のすべてについて、当該許可が失効し、又は取り消された場合

2・3 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二十七条の二 (略)

2 都道府県公安委員会は、指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場について、第九条の二第一項、第九条の四第一項各号若しくは第九条の九第一項第一号の内閣府令で定める基準に適合しているかどうか、練習射撃指導員が選任されているかどうか、第九条の六第二項(第九条の十一第二項において準用する場合を含む。)の届出

に係る教習用備付け銃若しくは練習用備付け銃を備え付けているかどうか、第九条の七第二項（第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該教習用備付け銃若しくは練習用備付け銃を保管しているかどうか、若しくは第九条の十一第三項の規定による指名が行われているかどうか、又は猟銃等保管業者が委託を受けて猟銃若しくは空気銃を保管する保管場所について、第十条の八第二項において準用する第九条の七第二項の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該猟銃若しくは空気銃を保管しているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察職員に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四条の四第一項、第七条第二項（第九条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第八条第二項（第九条の十五第二項において準用する場合を含む。）、第三項、第四項（第九条の十五第三項において準用する場合を含む。）、若しくは第五項、第九条第三項、第九条の五第三項後段（第九条の十第三項において準用する場合を含む。）、第九条の七第二項（第九条の十一第二項及び第十条の八第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第五項（第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第九条の十一第三項、第十条第四項若しくは第五項（第二十一条

に係る教習用備付け銃若しくは練習用備付け銃を備え付けているかどうか、若しくは第九条の七第二項（第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該教習用備付け銃若しくは練習用備付け銃を保管しているかどうか、又は猟銃等保管業者が委託を受けて猟銃若しくは空気銃を保管する保管場所について、第十条の八第二項において準用する第九条の七第二項の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該猟銃若しくは空気銃を保管しているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察職員に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四条の四第一項、第七条第二項（第九条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第八条第二項（第九条の十五第二項において準用する場合を含む。）、第三項、第四項（第九条の十五第三項において準用する場合を含む。）、若しくは第五項、第九条第三項、第九条の五第三項後段（第九条の十第三項において準用する場合を含む。）、第九条の七第二項（第九条の十一第二項及び第十条の八第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第五項（第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第十条第四項若しくは第五項（第二十一条において準用する場合

において準用する場合を含む。)、第十条の四第一項から第三項まで、第十五条第二項、第十六条第二項、第十八条第三項、第二十一条の二、第二十二条の二第一項、第二十二条の四、第二十三条又は第二十四条第一項の規定に違反した者(第三十三条第二号に該当する者を除く。)

三 (略)

四 第八条の二第二項、第十一条の二第一項若しくは第三項又は第十三条の三第三項の規定による拳銃部品の提出命令に応じなかつた者

五〃八 (略)

を含む。)、第十条の四第一項から第三項まで、第十五条第二項、第十六条第一項、第十八条第三項、第二十一条の二、第二十二条の二第一項、第二十二条の四、第二十三条又は第二十四条第一項の規定に違反した者(第三十三条第二号に該当する者を除く。)

三 (略)

四 第八条の二第二項、第十一条の二第一項若しくは第三項又は第十三条の三第三項の規定によるけん銃部品の提出命令に応じなかつた者

五〃八 (略)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（特定鳥獣被害対策実施隊員等に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例）</p> <p>第三条 第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であつて内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの（次項において「特定鳥獣被害対策実施隊員」という。）が、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十号）附則第一項ただし書に規定する日（次項において「改正法一部施行日」という。）以後に新たに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、当分の間、同法第五条の二第三項第一号中「所持している者（当該許可済猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（同号及び第三号）において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該許可済猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。」とあるのは「所持して</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（特定鳥獣被害対策実施隊員等に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例）</p> <p>第三条 第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であつて内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの（次項において「特定鳥獣被害対策実施隊員」という。）が、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十号）附則第一項ただし書に規定する日（次項において「改正法一部施行日」という。）以後に新たに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、当分の間、同法第五条の二第三項第一号中「所持している者（当該猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（次号）において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該種類の猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。」とあるのは「所持している者」と、同項</p>

いる者」と、同項第二号中「経過しないもの（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあり、及び同項第三号中「経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあるのは「経過しないもの」とする。

2 前項に定めるもののほか、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者（特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。）であつて内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、改正法一部施行日から平成二十六年十二月三日までの間に新たに銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、同法第五条の二第三項第一号中「所持している者（当該許可済猟銃に係る第五条の二第五項の技能講習修了証明書（同号及び第三号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該許可済猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）」とあるのは「所持している者」と、同項第二号中「経過しないもの（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあり

第二号中「経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあるのは「経過しないもの」とする。

2 前項に定めるもののほか、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者（特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。）であつて内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、改正法一部施行日から平成二十六年十二月三日までの間に新たに銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、同法第五条の二第三項第一号中「所持している者（当該猟銃に係る第五条の二第五項の技能講習修了証明書（次号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該種類の猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）」とあるのは「所持している者」と、同項第二号中「経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあ

、及び同項第三号中「経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」「とあるのは「経過しないもの」とする。

るのは「経過しないもの」とする。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十七号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百三十一号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林水産大臣 林 芳正

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十八号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十一第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「又は第九条の十一第一項」を削り、同条第三号中「充てんする」を「充填する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第九条の十一第一項の政令で定める基準は、当該猟銃又は空気銃の構造又は機能が前項各号に掲げる要件に適合することとする。

附 則

この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

# 別添5

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 ○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教習用備付け銃又は練習用備付け銃の構造又は機能の基準）            第二十七条 法第九条の六第一項の政令で定める基準は、当該猟銃の構造又は機能が次に掲げる要件に適合することとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 構造の一部として内閣府令で定める数以上の実包又は金属性弾丸を充填することができる弾倉がないこと。</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>2 法第九条の十一第一項の政令で定める基準は、当該猟銃又は空気銃の構造又は機能が前項各号に掲げる要件に適合することとする。</p>	<p>（教習用備付け銃又は練習用備付け銃の構造又は機能の基準）            第二十七条 法第九条の六第一項又は第九条の十一第一項の政令で定める基準は、当該猟銃の構造又は機能が次に掲げる要件に適合することとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 構造の一部として内閣府令で定める数以上の実包又は金属性弾丸を充てんすることができる弾倉がないこと。</p> <p>四〇六 （略）</p>





別記様式第三十号の備考7を同様式の備考8とし、同様式の備考6を同様式の備考7とし、同様式の備考5を同様式の備考6とし、同様式の備考4の次に次のように加える。

5 法第4条第1項第4号の規定による空気拳銃の所持の許可に係るもの以外のものについては、写真の貼付は要しない。

別記様式第五十二号（別紙1及び別紙2の区分に限る。）を次のように定める。

第52号（第58条関係）

教習用備付け銃等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃  
 銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の11第2項の規定により、練習用備付け銃  
 について次のとおり届け出ます。

公安委員会殿

届出人氏名

年 月 日

㊟

射撃場	射撃場の種別	<input type="checkbox"/> 教習射撃場	<input type="checkbox"/> 練習射撃場
	指定番号		
備考	指定年月日		
	名称		
	電話番号		
備付け状況	指定に係る銃種		
	ライフル銃	丁	丁
	(内記) 公称口径22のヘリ打ちのライフル銃 その他のライフル銃		丁
	ライフル銃以外の猟銃	丁	
	空気拳銃以外の空気銃	丁	
	空気拳銃	丁	
※備付け状況について、別紙1及び2を作成すること。			

- 備考
- 届け出る備付け銃の口内にシ印を記入すること。
  - 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第五十二号別紙1の備考1及び別紙2の備考2中「には、」の次に「猟銃にあつては」を、「別を」の次に「、空気銃にあつては」を挿入する。また、「ハンコ式、圧縮ガス式、フリチャージ式等の別を」とを「を」とし、「空気銃にあつては」を「空気銃にあつては」に改訂する。また、「ハンコ式、圧縮ガス式等の別を」とを「を」とし、「空気銃にあつては」を「空気銃にあつては」に改訂する。

10 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。

別記様式第五十三号（別紙1から別紙3までの区分に限る。）を次のように定める。

第53号（第58条関係）

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃  
 銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の11第2項の規定により、練習用備付け銃  
 の変更について次のとおり届け出ます。

公安委員会殿

届出人氏名

年 月 日

㊟

射撃場	指定番号		
	指定年月日		
備考	名称		
	電話番号		
	指定に係る銃種		
変更後の備付け状況	ライフル銃	丁	丁
	(内記) 公称口径22のヘリ打ちのライフル銃 その他のライフル銃		丁
	ライフル銃以外の猟銃	丁	
	空気拳銃以外の空気銃	丁	
	空気拳銃	丁	
※備付け状況について、別紙1、2及び3を作成すること。			
変更理由等			

- 備考
- 届け出る備付け銃の口内にシ印を記入すること。
  - 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 変更後の備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
  - 必要な事項を記載すること。また、変更の理由を記載すること。また、変更の理由を記載すること。
  - 必要書類又は公称口径(番)口径及び銃番号を別紙3に記載することとし、別紙2の記載を要しない。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



# 別添 7

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文  
 ○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（申請書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 〇十一（略）</p> <p>十二 法第四条第一項第四号の規定により空気拳銃の所持の許可を受けようとする者については、申請人の写真二枚</p> <p>十三〇十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第二号及び第三号に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、住民票の写し及び経歴書に限る。）については、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。</p> <p>一 法第四条第一項第一号の規定による猟銃等の所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定による許可若しくは法第七条の三第一項の規定による許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第一項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を</p>	<p>（申請書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 〇十一（略）</p> <p>十二〇十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第二号及び第三号に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、住民票の写し及び経歴書に限る。）については、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。</p> <p>一 法第四条第一項第一号の規定による猟銃等の所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定による許可又は法第七条の三第一項の規定による許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第一項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く</p>

除く。)又は法第九条の第十二項の規定による空気銃(空気拳銃を除く。)の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

二 法第五条の四第二項の合格証明書(以下「合格証明書」という。 )又は法第九条の第五項の教習修了証明書(以下「教習修了証明書」という。)の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者が、法第五条の四第一項の規定による技能検定又は法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の第十二項の規定による猟銃の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

三 法第九条の第十二項の規定による空気銃(空気拳銃を除く。)の射撃練習を行う資格の認定を現に受けている者が、当該認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可に係る申請書を提出する場合

(猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準)

第十九条 令第九条第二項第二号及び第二十七条第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発(ライフル銃以外の猟銃にあつては、三発)とする。

2 令第九条第二項第三号及び第二十七条第一項第四号の内閣府令で定める口径の長さは、次に掲げるとおりとする。ただし、専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲(殺傷を含む。)の

。)

二 法第五条の四第二項の合格証明書(以下「合格証明書」という。 )又は法第九条の第五項の教習修了証明書(以下「教習修了証明書」という。)の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者が、法第五条の四第一項の規定による技能検定又は法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の第十二項の規定による射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

(猟銃若しくは空気銃の構造又は機能の基準等)

第十九条 令第九条第二項第二号及び第二十七条第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発(ライフル銃以外の猟銃にあつては、三発)とする。

2 令第九条第二項第三号及び第二十七条第四号の内閣府令で定める口径の長さは、次に掲げるとおりとする。ただし、専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲(殺傷を含む。)の用途に

用途に供する猟銃の口径の長さは、国家公安委員会規則で定める。

一・二 (略)

3 令第九条第二項第四号及び第二十七号第一項第五号の内閣府令で定める銃身長及び銃の全長は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

4 令第九条第二項第五号及び第二十七号第一項第六号の内閣府令で定める消音装置は、専ら発射音を減殺するための装置とする。

(許可証の書換えの申請)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、申請人が法第四条第一項第一号又は第四号(空気拳銃に係る部分に限る。)の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会の管轄区域を異にして住所地を変更したものであるときは、併せて当該申請人の写真を添えるものとする。

(許可証の再交付の申請)

第三十三条 法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三十五号の銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書を住所地(法第六条の外国人にあつては、所在地)又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可証の再交付を受けようとする者が、法第四条第一項第一号又は第四号(空気拳銃に係る部分に限る。)の規定による許可を受けた者であるときは、当該申請人の写真二枚を添えなければならない。

(練習用備付け銃の備付けの基準)

供する猟銃の口径の長さは、国家公安委員会規則で定める。

一・二 (略)

3 令第九条第二項第四号及び第二十七号第五号の内閣府令で定める銃身長及び銃の全長は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

4 令第九条第二項第五号及び第二十七号第六号の内閣府令で定める消音装置は、専ら発射音を減殺するための装置とする。

(許可証の書換えの申請)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、申請人が法第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会の管轄区域を異にして住所地を変更したものであるときは、併せて当該申請人の写真を添えるものとする。

(許可証の再交付の申請)

第三十三条 法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三十五号の銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書を住所地(法第六条の外国人にあつては、所在地)又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可証の再交付を受けようとする者が、法第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者であるときは、当該申請人の写真二枚を添えなければならない。

(練習用備付け銃の備付けの基準)

第七十一条 法第九条の十一第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 猟銃に係る練習射撃場 口径の長さ又は銃身長が異なり、かつ、型式が異なる複数の猟銃が備え付けられていること。
- 二 空気銃に係る練習射撃場（次号に掲げるものを除く。） 銃身長が異なる複数の空気銃が備え付けられていること。
- 三 空気銃射撃競技のための空気銃に係る練習射撃場 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃が備え付けられていること。

（年少射撃資格者に対する指導を行う練習射撃指導員の指名の方法）

第七十三条の二 法第九条の十一第三項の規定による指名は、帳簿を備え、年少射撃資格者に練習用備付け銃を使用させようとする都度、当該指名の日時、当該指名に係る練習射撃指導員の氏名並びに当該練習射撃指導員が指導を行う年少射撃資格者の住所、氏名及び生年月日を記載するとともに、当該練習射撃指導員及び当該年少射撃資格者に対し、これらの事項を通知して行うものとする。

（電磁的方法による記録）

第七十三条の三 前条に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同条に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

（年少射撃資格認定証の書換えの申請）

第七十八条 第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準

第七十一条 法第九条の十一第一項の内閣府令で定める基準は、口径の長さ又は銃身長が異なり、かつ、型式が異なる複数の猟銃が備え付けられていることとする。

（年少射撃資格認定証の書換えの申請）

第七十八条 第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準

用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「別記様式第三十四号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは「別記様式第六十六号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

（電磁的方法による保存等に係る基準）

第一百八条 第十三条（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第六十条（第七十三条において準用する場合を含む。）、第七十三条の三、第八十六条又は第九十二条の規定による記録又は保存をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「別記様式第三十四号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは「別記様式第六十六号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

（電磁的方法による保存等に係る基準）

第一百八条 第十三条（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第六十条（第七十三条において準用する場合を含む。）、第八十六条又は第九十二条の規定による記録又は保存をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。



第11号 (第9条関係) 練習資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定による射撃練習を行う資格の認定を次のとおり申請します。

公安委員会殿

年 月 日

申請人	本籍		
	住所		
氏名	ふりがな	⑨	
	性別	男・女	
生年月日	年 月 日	( 歳 )	
電話番号			
関係証明書等	交付年月日	番号	交付者
現在交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証			
講習修了証明書又は推薦書			
技能検定合格証明書			
講習修了証明書			
練習希望銃種	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃以外の猟銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> 空気銃以外の空気銃		
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (猟銃の認定申請者のみ回答) <input type="checkbox"/> 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。		
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 市町村長の長証明書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 住民票の写し ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 経歴書 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		

第11号 (第9条関係) 練習資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定による射撃練習を行う資格の認定を次のとおり申請します。

公安委員会殿

年 月 日

申請人	本籍		
	住所		
氏名	ふりがな	⑨	
	性別	男・女	
生年月日	年 月 日	( 歳 )	
電話番号			
関係証明書等	交付年月日	番号	交付者
現在交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証			
講習修了証明書			
技能検定合格証明書			
講習修了証明書			
練習希望銃種	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃以外の猟銃		
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 <input type="checkbox"/> 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。		
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 市町村長の長証明書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 住民票の写し ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 経歴書 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		

備考

- 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること
- 2 ができる。修正証明書又は推薦書欄には、空気拳銃に係る申請の場合にあつては法第4条第1項第4号の規定に係る推薦書について記載し、その他の場合に於ては講習修了証明書について記載すること。
- 3 線習希望銃種欄には、当該銃種の□内にし印を記入すること。□内にし印を記入すること。当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にし印を記入すること。添付を省略した書類で該当するものの□内にし印を記入し、その提出日及び提出先の都道府県公安委員会の所在する都道府県名を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考

- 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること
- 2 がで<sup>る</sup>。所持希望銃種・型式欄には、該当する銃種の□内にし印を記入すること。所持希望銃種・型式欄には、該当する事項の□内にし印を記入すること。
- 4 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にし印を記入すること。添付を省略した書類で該当するものの□内にし印を記入し、その提出日を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



第30号 (第31条関係)

(1面)

第 号	交付 年 月 日 (原交付 年 月 日)
写 真	公安委員会 図
押し出し	
スタンプ	
権 認	年 月 日 図
許可の有効期間	年 月 日まで
本 籍 所	
住 所	
職 業	
持 有 者 氏 名	(男・女)
生 年 月 日	年 月 日

(2面)

第30号 (第31条関係)

(1面)

第 号	交付 年 月 日 (原交付 年 月 日)
権 認	公安委員会 図
許可の有効期間	年 月 日まで
本 籍 所	
住 所	
職 業	
持 有 者 氏 名	(男・女)
生 年 月 日	年 月 日

(2面)

(7面)

注 意 事 項

- 1 締結を廃止し、又は譲渡する場合では、必ずその許可証を携行しなければならない。
- 2 締結は、この許可証を添付されている用途に供する場合その他の正当な理由のある場合でのみ有効であり、又は譲渡してはならない。また、この許可証を添付されている用途に供する場合でのみ有効であり、又は譲渡してはならない。
- 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換の申請をしなければならない。
- 4 許可が授けられ、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考

- 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面をはり付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の裏面が5面に、6面の用紙の裏面が7面になるようにすること。
- 4 1面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該統括につき当該所待者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
- 5 法第4条第1項第4号の規定による空気浄化設備の所持の許可に係るもの以外のものについては、写真の貼付は要しない。
- 6 許可の有効期間欄は、法第4条第1項第4号、第8号及び第9号の許可に係る統括について記載すること。
- 7 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
- 8 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

(7面)

注 意 事 項

- 1 締結を廃止し、又は譲渡する場合では、必ずその許可証を携行しなければならない。
- 2 締結は、この許可証を添付されている用途に供する場合その他の正当な理由のある場合でのみ有効であり、又は譲渡してはならない。また、この許可証を添付されている用途に供する場合でのみ有効であり、又は譲渡してはならない。
- 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換の申請をしなければならない。
- 4 許可が授けられ、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考

- 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面をはり付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の裏面が5面に、6面の用紙の裏面が7面になるようにすること。
- 4 1面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該統括につき当該所待者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
- 5 許可の有効期間欄は、法第4条第1項第4号、第8号及び第9号の許可に係る統括について記載すること。
- 6 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
- 7 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

第52号 (第58条関係)

教習用備付け銃等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法  第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃  
 について次のとおり届け出ます。

公安委員会殿

届出人氏名

㊟

年 月 日

射撃場	射撃場の種別	<input type="checkbox"/> 教習射撃場	<input type="checkbox"/> 練習射撃場
	指定番号		
備付け状況	指定年月日		
	名称		
	電話番号		
	指定に係る銃種		
	ライフル銃 (内訳) 公称口径22のヘリ打ちのライフル銃 その他のライフル銃	丁	丁
	ライフル銃以外の銃	丁	
	空襲警報時の空襲銃	丁	
	空 気 拳 銃	丁	

備考

- 届け出る備付け銃の口内にし印を記入すること。
- 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第52号 (第58条関係)

教習用備付け銃等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法  第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃  
 について次のとおり届け出ます。

公安委員会殿

届出人氏名

㊟

年 月 日

射撃場	射撃場の種別	<input type="checkbox"/> 教習射撃場	<input type="checkbox"/> 練習射撃場
	指定番号		
備付け状況	指定年月日		
	名称		
	電話番号		
	指定に係る銃種		
	ライフル銃 (内訳) 公称口径22のヘリ打ちのライフル銃 その他のライフル銃	丁	丁
	ライフル銃以外の銃	丁	
	※備付け状況について、別紙1及び2を作成すること。		

備考

- 届け出る備付け銃の口内にし印を記入すること。
- 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙 1

備付け銃一覧

射撃場の名称		備付け銃一覧				
射撃場の種別	<input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場	番号	銃種	型式	公称口(番)径	丁数

備考 1 型式欄には、猟銃にあつては自身ホルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはリバーズフリンク式、ポンプ式、圧縮ガス式、フリチャージ式等の別を記載すること。  
 2 丁数欄には、備付け銃の形式又は公称口(番)径ことの総数を記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙 1

備付け銃一覧

射撃場の名称		備付け銃一覧				
射撃場の種別	<input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場	番号	銃種	型式	公称口(番)径	丁数

備考 1 型式欄には、単身ホルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を記載すること。  
 2 丁数欄には、備付け銃の形式又は公称口(番)径ことの総数を記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



第58号 (第58条関係)

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法  第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃  
 の変更について次のとおり届け出ます。

公安委員会殿 届出人氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ㊟

射撃場	指定番号	
	指定年月日	
撃場	名称	
	電話番号	
変更後の備付け状況	指定に係る銃種	ライフル銃 丁 (内訳) 公称口径22のヘリ打ちのライフル銃 丁 その他のライフル銃 ライフル銃以外の猟銃 丁 空気銃以外の空気銃 丁 空気拳銃 丁
	変更理由等	※備付け状況について、別紙1、2及び3を作成すること。

備考

- 届け出る備付け銃の口内にシ印を記入すること。署名すること。
- 届ける人は、氏名を記載し及び押印すること。代えて、署名すること。
- 変更後の備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに変更理由等欄に記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに変更理由等欄に記載すること。
- 必要な事項を記載すること。備え付けないこととなつた理由その他。
- 必要事項又は廃棄等に要するもの(番号)を別紙3に記載すること。銃種、型式、公称口径(番号)径及び銃番号を別紙3に記載すること。銃種、型式、公称口径(番号)径及び銃番号を別紙3に記載すること。
- 別紙2の記載を要しない。工業規格A4とすること。

第58号 (第58条関係)

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法  第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃  
 の変更について次のとおり届け出ます。

公安委員会殿 届出人氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ㊟

射撃場	指定番号	
	指定年月日	
撃場	名称	
	電話番号	
変更後の備付け状況	指定に係る銃種	ライフル銃 丁 (内訳) 公称口径22のヘリ打ちのライフル銃 丁 その他のライフル銃 ライフル銃以外の猟銃 丁 ※備付け状況について、別紙1、2及び3を作成すること。
	変更理由等	

備考

- 届け出る備付け銃の口内にシ印を記入すること。署名すること。
- 届ける人は、氏名を記載し及び押印すること。代えて、署名すること。
- 変更後の備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに変更理由等欄に記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに変更理由等欄に記載すること。
- 必要な事項を記載すること。備え付けないこととなつた理由その他。
- 必要事項又は廃棄等に要するもの(番号)を別紙3に記載すること。銃種、型式、公称口径(番号)径及び銃番号を別紙3に記載すること。銃種、型式、公称口径(番号)径及び銃番号を別紙3に記載すること。
- 別紙2の記載を要しない。工業規格A4とすること。

別紙 1

変更後の備付け銃一覧

射撃場の名称		□教習射撃場 □練習射撃場		
射撃場の種別	型	式	公称口(番)径	丁数
番号	銃	種		

備考  
 1 変更後の備付け銃全てについて記載すること。単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、フリチャージ式等の別を記載すること。  
 2 型式欄には、猟銃にあつては単身ホルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、フリチャージ式等の別を記載すること。  
 3 丁数欄には、備え付けられている銃の形式又は公称口(番)径ごとの総数を記載すること。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別紙 1

変更後の備付け銃一覧

射撃場の名称		□教習射撃場 □練習射撃場		
射撃場の種別	型	式	公称口(番)径	丁数
番号	銃	種		

備考  
 1 変更後の備付け銃全てについて記載すること。単身元折式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を記載すること。  
 2 折式、水平二連元折式等の別を記載すること。  
 3 丁数欄には、備え付けられている銃の形式又は公称口(番)径ごとの総数を記載すること。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

## 新たに備え付けられた銃

射撃場の名称			
射撃場の種別		<input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場	
備え付けの日		年 月 日	
種類	銃番号		
型式	銃の全長	センチメートル	
商品名等	銃身長	センチメートル	
公称口(番)径	弾倉容量	式壇数	
	弾及び能		
特徴	適合実(空)包		
備考			
譲渡(貸付)人	住所氏名電話番号		

- 備考
- 1 新たに備え付けられた銃ごとに作成すること。単身折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式、水元折式等の別を記載すること。
  - 2 型式欄には、銃床に必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点まで先端面から包底面までの長さを記載すること。
  - 3 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。ただし、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
  - 4 特徴欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
  - 5 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点まで先端面から包底面までの長さを記載すること。
  - 6 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
  - 7 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、チェュープ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
  - 8 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包の名称を記載すること。
  - 9 空気銃射撃技術のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。
  - 10 譲渡(貸付)人欄には、当該銃砲の譲渡(貸付)人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
  - 11 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

## 新たに備え付けられた銃

射撃場の名称			
射撃場の種別		<input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場	
備え付けの日		年 月 日	
種類	銃番号		
型式	銃の全長	センチメートル	
商品名等	銃身長	センチメートル	
公称口(番)径	弾倉容量	式壇数	
	弾及び能		
特徴	適合実(空)包		
備考			
譲渡(貸付)人	住所氏名電話番号		

- 備考
- 1 新たに備え付けられた銃ごとに作成すること。単身折式、上下二連元折式、水平二連元折式、水元折式等の別を記載すること。
  - 2 型式欄には、銃床に必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
  - 3 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。ただし、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
  - 4 特徴欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
  - 5 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点まで先端面から包底面までの長さを記載すること。
  - 6 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
  - 7 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、チェュープ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
  - 8 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包の名称を記載すること。
  - 9 空気銃射撃技術のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。
  - 10 譲渡(貸付)人欄には、当該銃砲の譲渡(貸付)人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
  - 11 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。



第57号 (第64条関係)

練習射撃場指定申請書  
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項の規定により、練習射撃場の指定を  
次のとおり申請します。

公安委員会殿

年 月 日

申請人氏名

㊦

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 名 称	
射 所 在 地	
射 撃 場 の 区 分	
使 用 す る 銃 砲	
使 用 す る 実 包	
設 置 者	本 住 電 氏 生 年 月 日 籍 所 名 日 年 月 日 ( 歳 )
管 理 者	本 住 電 氏 生 年 月 日 籍 所 名 日 年 月 日 ( 歳 )
備 考	

- 備考
- 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること  
ができる。
  - 2 設置者が法人であるときは、設置者欄には、その名称及び主たる事  
業場の所在地及び電話番号並びにその代表者の本籍、住所、電話番号、  
氏名及び生年月日を記載すること。
  - 3 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。空気銃  
に係る練習射撃場の指定を申請するときは、第71条第2号に掲げる練  
習射撃場に係る申請にあつては、使用する銃砲について空気銃を除  
く旨を、同条第3号に掲げる練習射撃場に係る申請にあつては、使用  
する銃砲について空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空  
気銃に限る旨を記載すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第57号 (第64条関係)

練習射撃場指定申請書  
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項の規定により、練習射撃場の指定を  
次のとおり申請します。

公安委員会殿

年 月 日

申請人氏名

㊦

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 名 称	
射 所 在 地	
射 撃 場 の 区 分	
使 用 す る 銃 砲	
使 用 す る 実 包	
設 置 者	本 住 電 氏 生 年 月 日 籍 所 名 日 年 月 日 ( 歳 )
管 理 者	本 住 電 氏 生 年 月 日 籍 所 名 日 年 月 日 ( 歳 )
備 考	

- 備考
- 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること  
ができる。
  - 2 設置者が法人であるときは、設置者欄には、その名称及び主たる事  
業場の所在地及び電話番号並びにその代表者の本籍、住所、電話番号、  
氏名及び生年月日を記載すること。
  - 3 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第81号 (第89条関係)

第 号	練習資格認定証
写真	本籍
住所	住所
氏名	性別
年 月 日生	

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第1項に定める射撃練習を行う資格があることを認定する。

射撃練習に係る銃種	
-----------	--

関係証明書	交付年月日	番 号	交 付 者
講習修了証明書			
文は推薦書			
技能検定合格証明書			
又は教習修了証明書			

年 月 日  
公安委員会 印

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第81号 (第89条関係)

第 号	練習資格認定証
写真	本籍
住所	住所
氏名	性別
年 月 日生	

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第1項に定める射撃練習を行う資格があることを認定する。

射撃練習に係る銃種	
-----------	--

関係証明書	交付年月日	番 号	交 付 者
講習修了証明書			
技能検定合格証明書			
又は教習修了証明書			

年 月 日  
公安委員会 印

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。